

広島県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定に基づき提出された政治団体の収支報告書を改める旨の報告があったので、次のとおり公表する。

平成二十五年十一月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

平成二十四年「広島県選挙管理委員会告示第六十三号別冊（政治団体の収支報告書の要旨）」中、平成二十四年一月三十日提出の「金井塚はるか後援会」の平成二十三年分収支報告書要旨について、次表のとおり改める。

政治団体の名称	訂 正 前	訂 正 後	訂正願受理年月日
金井塚はるか後援会	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 翌年への繰越額 収入の内訳 その他の収入 1件10万円未満のもの 14円	収入・支出の総額 収入総額 （本年の収入額） 翌年への繰越額 収入の内訳 その他の収入 1件10万円未満のもの 100円	平成二十五年一月二十九日